

こまだ駅東まちづくりだより

発行:精華町都市整備課 区画整理係

TEL 0774-95-1902 Fax 95-3973

Mail toshi@town.seika.lg.jp



車止め設置等工事について

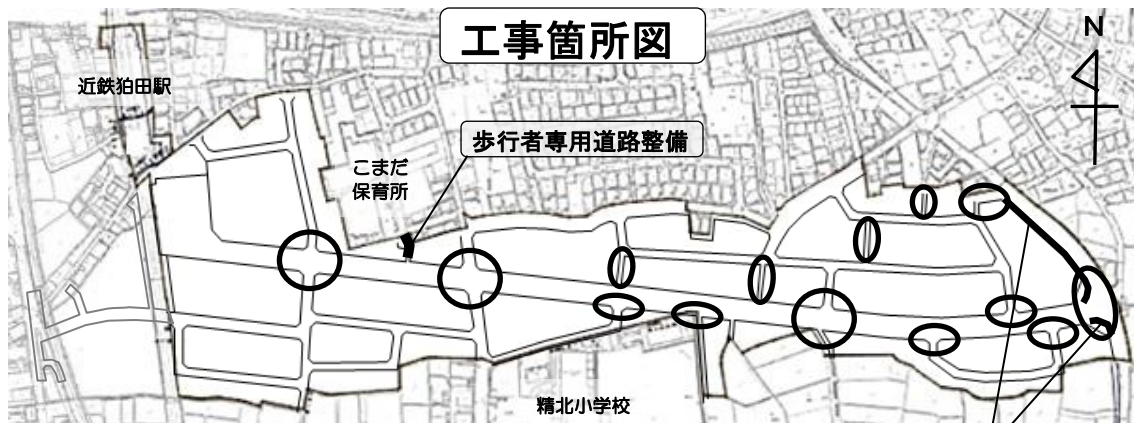
歩行者の安全を確保するため、事業区域内の交差点や歩行者専用道路（下図の位置）に車止めやガードパイプを設置する工事を行います。



周辺の皆様には、工事期間中、振動等でご迷惑をおかけしますが、安全に十分留意しながら施工を行いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

工事のお知らせ

- ◎工事名
平成29年度粕田駅東特定土地区画整理事業 車止め等設置工事
- ◎事業者
株式会社 翔和建設
- ◎工事期間
平成30年2月中旬から平成30年3月末頃予定
- ◎工事内容
①車止め設置（交差点歩道部、歩行者専用道路出入口部分）
②ガードパイプ設置
③歩行者専用道路整備



こんな場合は届出・申請を

事業区域内の土地において、次のような場合は、町に各種届出・申請をお願いします。

◎所有者に変更があった場合

土地の売買や相続などにより所有権に変更があった場合、「所有権移転届出書」、また、住所が変更になった場合、「住所変更届出書」の提出をお願いします。

※町よりお知らせなどを送付させていただいたため、必ず届出下さい。

◎事業に関する証明が必要な場合

事業区域内での建築の申請や所有権移転の手続きなどの際に、「仮換地証明」「仮換地の底地番証明」など、各種証明が必要な場合があります。

◎区域内で建築をされる場合

事業区域内で建物等の建築を行われる場合は、土地区画整理法第76条第1項の許可申請が必要になります。

これら各種届出や申請書の様式が必要な場合は、役場3階の都市整備課の窓口にお越し下さい。

また、町のホームページからも、様式をダウンロードできますので、ご利用下さい。

ホームページでは、この他に「狛田駅東地区の事業の概要」などの閲覧もできますので、ご覧ください。

トップページ

<

各課の窓口

<

都市整備課区画整理係

<

お知らせ

※ご不明な点がございましたら、窓口までご連絡をお願いいたします。

【精華町ホームページ】

■ <http://www.town.seika.kyoto.jp/>

◎転入の手続きについて

新たに事業区域内に、引っ越しをされる場合、転入の手続きにあたり、転入先となる新たな住所地については、事前に都市整備課でご確認をいただきますようお願いいたします。

なお、この住所については、事業の換地処分までの間、使用していただくことになり、換地処分による町名地番の変更にあわせて、新たな住所へと変更を行います。

※町名地番等の変更の詳しい内容は、今後、ニュースでお知らせします。

工事区域への立ち入りについて

事業区域内で立ち入りを禁止している箇所は、バリケードやロープなどで明示をしています。

立ち入り禁止区域には、立ち入らないよう、ご注意をお願いします。

